

今後の労働時間法制等の在り方について

今後の労働時間法制等の在り方については、労働政策審議会労働条件分科会において、平成25年9月以降検討が行われてきたが、平成27年2月13日の分科会において、報告書が取りまとめられた。報告書の主な内容は以下のとおりで、今後、通常国会に本報告書の内容に沿った労働基準法改正案が提出される予定である。

1. 働き過ぎ防止のための法制度の整備等

(1) 長時間労働抑制策

①中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の見直し

②健康確保のための時間外労働に対する監督指導の強化

③所定外労働の削減に向けた労使の自主的取組の促進

(2) 健康に配慮した休日の確保

(3) 労働時間の客観的な把握

(4) 年次有給休暇の取得促進

・年次有給休暇の付与日数が10日以上の労働者を対象に、有給休暇日数のうち年5日は、使用者が時季指定しなければならない。(※労働者が年5日以上時季指定した場合はこの義務はなくなる)

(5) 労使の自主的取組の促進

2. フレックスタイム制の見直し

・清算期間を1ヵ月から3ヵ月に延長など

3. 裁量労働制の見直し

・企画業務型裁量労働制の対象業務に新たな類型を追加など

4. 特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設

・金融商品の開発業務、アナリスト・コンサルタントなどの業務を行い、一定の年収要件を満たす労働者については、36協定の締結や時間外・休日・深夜の割増賃金の支払義務の適用を除外

今後の労働時間法制等の在り方について(報告)(抄)

「今後の労働時間法制等の在り方について(報告)」における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の見直しに関する記述は以下のとおり。

1 働き過ぎ防止のための法制度の整備等

法制度の整備の前提として、過重労働等の撲滅に向けた監督指導の徹底とともに、長時間労働抑制や年次有給休暇取得促進等に向けた労使の自主的取組の促進等に、引き続き積極的に取り組むことが適当である。

その上で、労働者の健康確保を図る観点から、以下の法制度の整備を行うことが適当である。

(略)

(1)長時間労働抑制策

- ①中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の見直し
 - ・中小企業において特に長時間労働者比率が高い業種を中心に、関係行政機関や業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進めることが適当である。
 - ・上記の環境整備を図りつつ、中小企業労働者の長時間労働を抑制し、その健康確保等を図る観点から、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を5割以上とする労働基準法第37条第1項ただし書きの規定について、中小企業事業主にも適用することが適当である。
 - ・中小企業の経営環境の現状に照らし、上記改正の施行時期は他の法改正事項の施行の3年後となる平成31年4月とすることが適当である。

長時間労働の削減に向けた対応について

○今後の労働時間法制については、長時間労働を抑制するために、現在適用を猶予されている月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率増加(25%→50%)を中小企業にも適用することとする。ただし、現在の長時間労働が改善されないまま、即時に割増賃金率の増加が適用されれば事業者の負担増となることから、法施行(平成28年4月)後3年間、中小企業全体への適用を猶予し、その間に長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備を図ることとする。

○このうち、トラック運送事業においては、総労働時間が長く、60時間以上の長時間労働も常態化している。このため、ドライバーの負担も大きく、脳・心臓疾患等(過労死)の件数が業種別で最も多い状況にある。また、荷主都合による手待ち時間など長時間労働の実態があり、トラック運送事業者のみの努力で改善することは困難な状況にある。このため、国全体として労働時間短縮に向けた諸対策の推進が必要である。

○このため、別添ロードマップに基づき、行政(厚生労働省・国土交通省)、荷主、事業者などにより構成される協議会等を中央及び各都道府県に設置し、実態調査・パイロット事業・長時間労働改善ガイドラインの策定等を行うことにより、割増賃金率増加の適用時までに長時間労働を抑制するとともに、その後の定着を図ることとする。

トラック運送業界における長時間労働の削減に向けたロードマップ(案)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①中央・各都道府県において協議会の設置・検討 (厚生労働省・国土交通省、荷主、事業者等による協議会)	協議会の設置 ※直ちに設置に向けた準備に着手	協議会の開催、パイロット事業の計画・検証、対策の検討、ガイドラインの策定 等		
②長時間労働の実態調査、対策の検討	調査の実施・検証			
③パイロット事業(実証実験)の実施、対策の具体化		パイロット事業(実証実験)の実施 労働時間縮減のための助成事業		
④長時間労働改善ガイドラインの策定・普及			ガイドラインの策定・普及	
⑤長時間労働改善の普及・定着				普及・定着の促進 助成事業の実施

定期的なフォローアップ・更なる対策の検討

長時間労働の削減に向けたロードマップ(案)の内容について

①協議会の設置、検討

- ・中央および各都道府県において、厚生労働省・国土交通省、荷主(規模や地域の特徴に応じて)、トラック運送事業者等による「長時間労働改善対策協議会(仮称)」を設置する。
- ・協議会では、行政・荷主・トラック運送事業者が共同して、実態調査の実施、阻害要因の整理、パイロット事業の計画・検証、ガイドラインの策定、長時間労働改善対策等の検討を行う。

②長時間労働の実態調査、対策の検討

- ・各都道府県において、トラック運送事業における荷待ち時間など長時間労働の実態に関して、トラック運送事業者、荷主(発着とともに、業種・規模を考慮)に対する詳細な実態調査を実施する。
- ・調査結果を分析・検証し、協議会において阻害要因・課題を整理するとともに、対策を検討する。

③パイロット事業(実証実験)の実施、対策の具体化

- ・長時間労働改善のためのパイロット事業を各都道府県で実施する。(各県で2件、全国で100件程度)
- ・パイロット事業においては、厚生労働省・国土交通省の指導の下、関係する荷主及びトラック運送事業者が共同して、長時間労働改善のための諸対策を実施する。
- ・協議会において、パイロット事業により洗い出された阻害要因や課題を整理し、対策の具体化を図る。
- ・厚生労働省において、トラック運送事業の労働時間縮減のための助成金を新たに設け、重点的な支援を行う。パイロット事業においては当該補助金も活用する。

④長時間労働改善ガイドラインの策定・普及

- ・厚生労働省は、実態調査やパイロット事業等において明確になった課題や対策について、長時間労働改善ガイドラインとしてとりまとめる。
- ・ガイドラインには、荷待ち時間の許容範囲や荷待ちの際の責任の所在を明確にする等、荷待ち時間を確實に削減し、長時間労働の改善に資する仕組みを盛り込む。

⑤長時間労働改善の普及・定着

- ・ガイドラインを基に、荷主やトラック運送事業者に分かりやすいパンフレットを作成し、セミナー等で長時間労働改善の普及・定着を図る。
- ・普及・定着のため、支援策の導入を検討する。
- ・協議会において、法施行後も普及・定着状況を定期的にフォローアップし、必要に応じ、更なる対策を行う。